

新型コロナウイルス感染症に負けない

自粛と補償はセットで！！

緊急事態宣言が全国対象に発出後、島根県内でも感染者が確認され、皆さん日増しに

「コロナウイルスの恐ろしさ」を感じておられると思います。

また「コロナ疲れ」「自粛疲れ」と、この見えない敵との長期戦に大人も、子供も今までにないストレスを抱えていると思います。

加えて中小零細事業者は、未曾有の営業危機に直面しています。政府の営業自粛要請は「お願い」ばかりで「補償」がありません。次から次へと打上げ花火のように支援策を打ち出していますが中身が伴っていません。「開けても地獄、閉めても地獄」と不安と困難が中小零細業者に広がる中、「いのちと暮らし、営業を守ろう」と、国に休業補償を求める声が全国の中小業者、国民、自治体にも広がっています。

◆最近、江津民商に寄せられた相談・困りごと

3月以降、「無利子・無担保融資の相談・申込み」や「雇用調整と休業、営業自粛はどのようにすれば良いか」など中小業者の悩みに加え、「県外から客が来るパチンコ店の営業をやめさせろ」「県外ナンバーの車が道の駅や、市内の施設にあるのはどうなのか」「外出自粛で家庭ごみが増える。指定の収集日だけでは処分出来ず処理場に持ち込むと

長蛇の列」など、本来、自治体に向けられる要求が、民商事務局にも多数寄せられています。

今、すべきことは

すでに、営業時間の短縮、臨時休業、またテイクアウトなどの営業方法の転換など、さまざまな努力と自粛に協力している中小業者がいます。

ですから国民は一丸となって「感染しない・感染させない」ことに最大限の努力をしなければなりません。

そして中小業者の休業を国に補償させるため、諦めず、どんな小さな要求でも、声を挙げ続けなければなりません。

緊急支援策いろいろ

今回、国が打ち出している中小事業者向け緊急支援策は様々です。
4月30日現在、分かっているものを大きく分けると

- ① 資金繰り・融資の支援（日本政策金融公庫、民間金融機関）
- ② 持続化給付金（売上が前年同月より50%以上減少が対象。
5月1日から申請受付開始）
- ③ 雇用調整助成金（従業員に支払う休業手当に対する補償）
- ④ 納税猶予（国税・地方税・社会保険料など）

これらを中心に制度を上手く活用し、

この困難を乗り越えましょう。

※融資を検討する方、給付金を検討する方、

いずれも直近の売上額を把握しておかなくてはなりません。

また、売上の確認資料の提示が必要になる場合もあります。

この機会に、帳簿類の整理をしておきましょう。

今回のコロナ渦は、過去に経験がない非常時で、いわば戦争状態と同じようなものではないか
と思います。国にははっきりものを言い、そして仲間同士で守りあう、最後は自己で守る心構
えでいることが重要ではないでしょうか。（第二次世界大戦を経験した者の感想）・・・Y・I

資金繰り・融資支援(かりる)

売上高の減少率で対象になる融資制度が違います

- ・売上高が 5%以上減少(指定 738 業種) →
 - ・セーフティネット 5 号 (民間金融機関・協会保証)
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)
- ・売上高が 10%以上減少(旅館・飲食・喫茶) → ・衛生環境激変対策特別貸付 (日本政策金融公庫)
- ・売上高が 15%以上減少 → ・危機関連保証 (民間金融機関・協会保証)
- ・売上高が 20%以上減少 → ・セーフティネット 4 号(民間金融機関・協会保証)

5月1日から民間金融機関・保証協会の保証料・利子免除の融資制度も創設されます。

各自治体からの保証料補助制度もあります。

注) 現在、政策金融公庫への申込は非常に混みあい、

申込から融資実行(融資資金入金)が1ヶ月以上かかっています。

融資の条件など詳細は、個々に違うのでその都度、相談・確認していきましょう。

雇用調整助成金

今回特例を拡充し、雇用保険未加入のアルバイト・パートへの補償も可能に。

また、申請書類もかなり簡素化されています。ハローワーク浜田の相談窓口も増設されています。

時短勤務、臨時休業をされる方は、必要書類を確認しておきましょう。

税金関係

国税、地方税、社会保険料など、換価の猶予・徴収の猶予について、認められる場合があります。

また、政策金融公庫・金融機関での「コロナ特別貸付」に関する契約書の印紙税は非課税になります。すでに特別貸付を利用された方は還付を受けることもできます。(別途、申請書が必要です)

持続化給付金(もらう)

<給付額> ・中小法人等は 200万円 ・個人事業者等は 100万円

※昨年1年間の売上から減少分を上限とします。

<売上減少分の計算方法>

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)

◆計算例 2019年の総売上1200万円 月別売上が下記の場合

	1月	2月	3月	
2019年	100万	100万	150万	
2020年	90万	80万	70万	
減少率	10%減	20%減	53%減	

1200万 - 840万 = 360万円

↳ 70万円×12か月

法人の場合 最大200万円

個人の場合 最大100万円の給付

<給付対象の主な要件>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ② 2019年以前から事業収入があり、今後も事業を継続する意思がある事業者

<申請方法>

今のところ、**オンライン申請のみ**です。スマホからも可能です。オンライン申請が困難な方には、別途支援窓口が開設されます。

<必要書類>

- ① 2019年度の確定申告書類 ※税務署の收受印のあるもの。
收受印がない場合は別途必要な書類等があります
- ② 売上減少になった月の台帳の写し
- ③ 給付金受取用口座の通帳の写し
- ④ 本人確認資料 ※ このほかの書類が必要な場合もあります